

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨のお知らせ
下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、お知らせします。

令和 8 年 2 月 27 日 大津地方法務局彦根支局 登記官 中 村 直 樹

記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
第1602-2023-0008号	愛知郡愛荘町島川字アバライ440番1